

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付の変更決定の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A社（以下「会社」という。）に勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、出勤のため自宅アパートの階段を降りる際に足を滑らせて落下し、全身打撲等の負傷を負ったことから、療養を開始した。以来、請求人は、療養のため休業をし、その間賃金を受けなかったとして、負傷当日から平成〇年〇月〇日までの間の休業給付を監督署長に請求したため、監督署長は、負傷当日から平成〇年〇月〇日までの期間について支給したが、その後、当該期間において、請求人には会社から賃金が支払われていることが判明したため、故意の不正受給と判断し、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第41条第1項に準じて算定した返納金債権の消滅時効に該当する期間を除いた平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る支払済みの休業給付全額の支給決定を取り消す旨の変更決定処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで各請求期間につき、別紙のとおり休業給付の全部又は一部を取り消したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、休業給付に係る支給決定を取り消した監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の付加的判断

(1) 代表者Bは審査官からの物件の提出依頼書に対する回答として、平成○年○月○日付けの回答書を提出しており、その中で請求人については平成○年○月に退職の取扱いとした旨述べているが、請求人は公開審理において、自分は現在も会社に在籍していると述べており、会社の健康保険被保険者証を現在も使用している旨申述していることなどからすると、代表者Bの申述はそのまま措信することはできない。

(2) 請求人は、「市県民税（所得）証明書」記載の給与収入について、賃金ではなく、返済金である旨主張している。しかしながら、上記市県民税（所得）証明書は、給与支払者から請求人が居住するC県D市に対して給与支払の事実を申告しているからこそ証明されたものであり、当審査会は会社から賃金の支払いを受けていたものと判断せざるを得ない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業給付に係る変更決定する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。

(別紙)

- 平成○年○月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .全部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 平成○年○月○日～○日 . . . . .全部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .全部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消
- 月○日～○日 . . . . .一部取消